

海外労働事情

イギリス

最低賃金額の改定、不況の影響で微増に

全国最低賃金制度に関する政府の諮問機関である低賃金委員会は五月はじめ、〇九年の最低賃金の改定額案などを提言する報告書を政府に提出、政府はこれを承認した。一〇月の改定で、二歳以上の成人向けの額は現行の五・七三ポンドから五・八〇ポンドに、一八〜二一歳向けは四・七七ポンドから四・八三ポンドに、一六〜一七歳向けは三・五三ポンドから三・五七ポンドに、それぞれ引き上げられる。不況の影響への配慮から、改定率は例年より低水準にとどまった。

全国最低賃金制度は、地域や



産業を問わず一律の最低賃金額を設定する制度として一九九九年に導入された。毎年の改定に際しては、公労使のメンバーからなる低賃金委員会が政府の諮問を受けて、新たな改定額や制度改正に関する提言を報告書として取りまとめている。委員会は、過去の改定の経済・雇用状況への影響等に関する調査を実施するほか、平均賃金・物価の動向、政労使等からの意見などを考慮のうえ改定案を決定する。

委員会の試算では、最低賃金の改定は毎年約一〇〇万人の賃金を引き上げており、これを通じて低賃金労働者の所得水準の向上や、低賃金労働者の多い女性パートタイム労働者の賃金水準の改善を通じて、男女間の賃金格差の是正に効果を上げている。なおこの間、雇用へのマイナスの影響はほとんど現れていないという。

委員会は、当初二月に予定されていた報告書の政府への提出期限を五月に延期した。不況に伴う急激な雇用状況の悪化と賃金・物価上昇率の低下を受けて、可能な限り新しいデータに基づく改定額の検討が必要と判断したためだ。事前の意見聴取に対して、委員会に参加しているCBI（イギリス産業連盟）を含む使用者団体や企業からは、不

況を理由に最賃額の凍結を求める声が強かった。一方、労組側は、最賃額の引き上げによる企業への影響は限定的であり、企業はこれを吸収する余力があるとして、例年通り大幅な引き上げを求めている。

報告書は、最賃制度の影響を受けやすい低賃金業種として一〇業種（一）に注目し、雇用状況を分析している。これによれば、一〇業種の二〇〇八年末の雇用者数の前年同期からの減少率は、全産業の平均とほぼ同程度（それぞれマイナス一％とマイナス一・一％）。しかし、一〇業種の低賃金労働者の半数近くが雇用されている小売業とホスピタリティ業（宿泊・飲食店業など）では、消費の低迷から顕著な雇用の減少（マイナス二・五％とマイナス一・六％）がみられるのに対して、介護事業（二・四％）や警備業（四・一％）、美容業（四・一％）などではむしろ雇用は拡大傾向にある。

また企業規模別には、低賃金労働者の多くが小規模企業（低賃金委員会の定義では、従業員規模五〇人未満の企業）に雇用されているが、小規模企業の雇用者数には未だ著しい減少は生じていないという。一方、年齢別には、低賃金労働者の多い若年層の雇用は他の年齢層に比べ

て著しく悪化している。

委員会は、今後の経済・雇用の動向の予測は難しいとしつつも、低賃金業種については今後、経済全体の平均以上に雇用状況が悪化すると推測している。このため慎重なアプローチが必要であるとして、例年より小さい引き上げ幅の改定案を政府に示し、政府はこれを了承した。〇九年一〇月から、二歳以上の成人向け額は五・八〇ポンド（七ペンス、一・二％増）、一八〜二一歳向けは四・八三ポンド（六ペンス、一・三％増）に、一六〜一七歳向けは三・五七ポンド（四ペンス、一・一％）に引き上げられる。さらに、委員会が併せて報告書に盛り込んだ複数の制度改正に関する提言のうち、成人向けレートの適用年齢を一歳引き下げて二歳からとすることに政府は合意、二〇一〇年一〇月の最賃額改定と同時に実施される予定。これは、既に最賃制度の導入時点から委員会が政府に提言していたものだ。

また、委員会は近年の報告書で、現行制度では適用対象外となつていく徒弟制度（apprenticeship）の労働者に対する最賃制度の適用の可能性を諮問するよう政府に提言しており、政府は今回、これを諮問内容の一つに掲げていた。徒弟

制度は、企業における就業を通じて訓練を受けるもので、週当たりの賃金額が設定されている（二）。実際に支払われている賃金の平均額は概ねこの法定額を上回っているものの、業種（た

最低賃金額（22歳以上）の推移

	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009
最賃額 (£)	3.60	3.70	4.10	4.20	4.50	4.85	5.05	5.35	5.52	5.73	5.80
増加率 (%)		2.8	10.8	2.4	7.1	7.8	4.1	5.9	3.2	3.8	1.2
未満率 (%) *	0.9	0.9	1.3	0.9	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	0.9	
対平均賃金比率 (%) *	35.7	34.7	36.5	35.9	37.7	38.5	38.5	39.6	39.4		
対賃金中央値比率 (%) *	45.4	44.2	47.2	46.5	48.1	49.4	49.7	51.1	50.7		

* 統計局（Office for National Statistics）の労働時間・所得統計調査（Annual Survey of Hours and Earnings）に基づき、低賃金委員会が推計したもの。

たとえば美容業)によつてはこれ
 が守られていないとみられるこ
 とから、委員会は実効性の確保
 のため、最賃制度の枠組みの中
 で管理すべきであると提言して
 いる。ただし、若年者の雇用状
 況が著しく悪化していることや
 徒弟制度は訓練の性格が強いと
 の見方からも、徒弟労働者に対
 して現在の最賃制度の金額を適
 用することには慎重で、新たな
 最賃額の設定に向けてさらに検
 討を行う旨の諮問を行うよう政
 府に提言した。

などに対する最賃違反を防止する
 ため、企業や労働者に対する周知
 と並んで、履行確保の強化のため
 の制度改正を進めている。その一
 環として、四月からは、監督官が
 違反を発見した場合、未払い額の
 支払いと併せてその五〇%の罰金
 (最低でも一〇〇ポンド、最高で
 五〇〇ポンド)を事業主に課す
 ほか、未払い額の算定方法につい
 ても、過去時点の最賃額ではなく
 現行の額が使用されることとなっ
 た。

【参考資料】

*National Minimum Wage - Low Pay
 Commission Report 2009、Low Pay
 Commission
 Low Pay Commission、Department
 for Business, Enterprise and
 Regulatory Reform、TUC、CBI
 各ウェブサイト

【注】

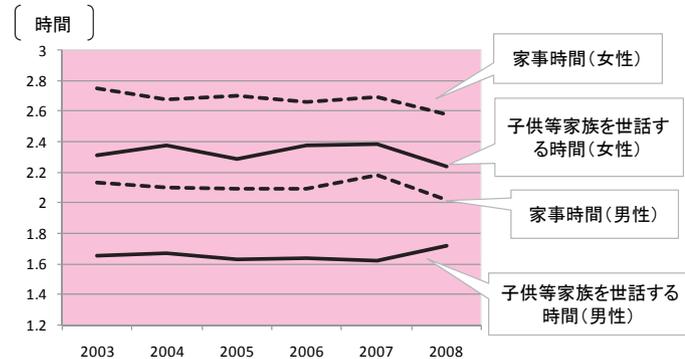
1. 小売業、ホスピタリティ業、介
 護事業、清掃業、農業、警備業、
 繊維・衣服業、食品加工業、レ
 ジャー・旅行・スポーツ業、美容業、
 これらの業種は、雇用者の約三分
 の一に相当する八四一万人を雇用
 しており、また低賃金労働者(四
 月時点の統計から、一〇月の改定
 額未満の労働者を推計)の約六五%
 が従事している。
2. 制度内容は国内四地域でそれぞ
 れ異なり、イングランドでは企業
 が徒弟労働者を雇用する場合、週
 八〇ポンド(雇用しない場合は、
 公的補助である教育維持手当を週
 三〇ポンド支給)、スコットランド
 では五五ポンド、など。
3. 政府は近年、制度上の権利に関
 する知識の少ない外国人や、立場
 の弱い労働者(vulnerable worker)

アメリカ

フルタイム労働者の労働
 時間、一日平均八・一時
 間―労働統計局発表―

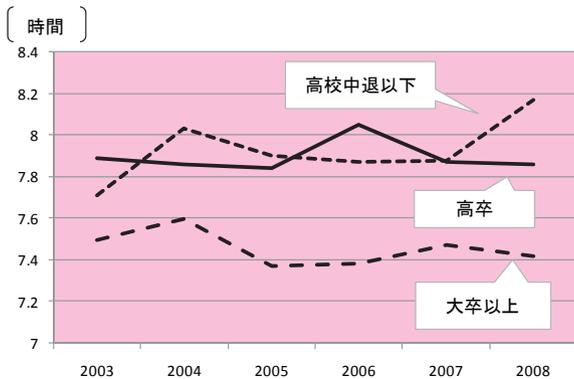
労働統計局は六月二十五日「ア
 メリカの時間使用方調査(二〇
 〇八)」の結果を公表した。就
 業者全般の労働時間は二〇〇七
 年と比較してほぼ横ばいである
 が、男性パートタイム労働者の
 み二〇〇五年以降一貫して長時
 間化する傾向が見られる。また、
 食事の準備等に費やす時間は男
 女とも減る傾向が見られる一方
 で、子供等家族の世話に要する
 時間は男性が長くなり女性が短
 くなる傾向が見られる。この調
 査は人口動態調査(Current

図1 家事・子供等の世話に関わる時間(男女別、2003年～2008年)



資料出所：労働統計局資料より作成

図2 学歴別の労働時間の推移(2003年～2008年)



資料出所：労働統計局資料より作成

Population Survey)を基つい
 て行われている全国規模の調査
 で、一五歳以上の一万二七〇〇
 人を対象に電話アンケートで実
 施したものである。二〇〇三年
 から毎年行われている。

今回の発表によると、アメリ
 カで就業している労働者の労働
 時間は、平均で七時間三五分、
 男女別では男性が七時間五八分、
 女性は七時間〇七分となってい
 る。雇用形態別では、フルタイ
 ム労働者が八時間〇三分、パー
 トタイム労働者が五時間二分
 であった。また、男性フルタイ
 ム労働者が八時間一六分、女性
 フルタイム労働者が七時間四四

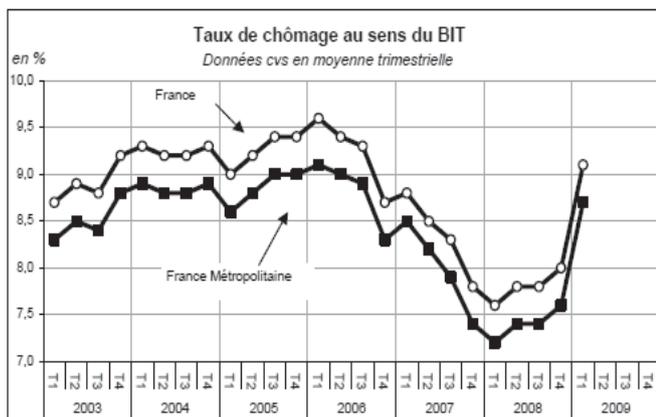
分、男性パートタイム労働者が
 五時間二分、女性パートタイ
 ム労働者が五時間二分である。
 男性パートタイム労働者は二〇
 〇五年四時間五五分、二〇〇六
 年五時間〇五分、二〇〇七年五
 時間一分というように長時間
 化してきている。さらに、食事
 の準備や自宅の清掃など家事に
 費やす時間を男女別にみると男
 性が二時間〇一分であるのに対
 して、女性が二時間三五分、子
 供などの世話に関わる時間は男
 性が一時間四三分(二〇〇七年
 一時間三七分)であるのに対し
 て、女性が二時間一四分(二〇
 〇七年二時間三分)という結

果が示された(図1参照)。
 二五歳以上を対象とした
 学歴別の労働時間は低学

歴ほど長い傾向が見られる。高
 校中退以下が最も長く八時間一
 〇分、ついで高卒、七時間五二
 分、大卒で七時間二分となっ
 ている。高校中退以下と大卒以
 上を比べてみると、二〇〇七年
 から二〇〇八年にかけて高校中
 退以下が長時間化し、大卒以上
 が短時間化し格差が広がる傾向
 が見られる(図2参照)。

就業していない者も含めた一
 日の時間の平均的な使い方につ
 いても集計されており、二四時
 間のうち、睡眠時間が八時間一
 八分、ビジネスランチャや求職活
 動時間も含めた労働関連の時間
 に四時間四四分、余暇・スポー
 ツに四時間三七分となっている。
 余暇・スポーツのうち最も時間
 が長いのがテレビの視聴時間で
 あり、三時間
 三三分だった。
 また、年齢別
 の労働時間で
 は男性の三五
 ～四四歳層の
 六時間八分が
 最も長く、女
 性では四五
 ～五四歳層が
 四時間一分で
 最も長い。

図 ILO 基準による失業率
四半期平均 CVS (季節変動調整) データ



France = フランス本土+海外県 (Dom)
France Métropolitaine = フランス本土
失業率は、+/-0.4 ポイントの誤差見込み
四半期から四半期にかけての失業率の変化について、+/-0.3 ポイントの誤差見込み
範囲：15歳以上人口
資料出所：INSEE 雇用調査
INSEE "Informations Rapides" 4 juin 2009 - n° 152 ©Insee 2009
http://www.insee.fr/fr/indicateurs/indic_conj/donnees/doc_idconj_14.pdf

表 無職で働くことを希望している者

四半期平均 CVS (季節変動調整) データ 単位：千人

無職で働くことを希望している者	2008年 第1四半期	2008年 第2四半期	2008年 第3四半期	2008年 第4四半期	2009年 第1四半期
二週間以内にすぐに働ける(1)	2219	2251	2276	2340	2618
前月に積極的求職活動	1901	1941	1966	2035	2332
前月に積極的求職活動なし	317	310	310	306	286
二週間以内にすぐに働けない(2)	460	455	489	460	490
前月に積極的求職活動	205	200	227	195	217
前月に積極的求職活動なし	255	255	262	265	273
無職で働きたい者全体(1)+(2)	2679	2706	2765	2801	3108
うち：ILO基準による非就労者	766	764	785	752	768
ILO基準による失業者	1912	1942	1980	2048	2340

注1：(p)= 仮データ
注2：積極的求職活動は、Eurostat の基準をもとに算出
領域：フランス本国、世帯の人口、15歳以上の人口
資料出所：INSEE 雇用調査
INSEE "Informations Rapides" 4 juin 2009 - n° 152 ©Insee 2009
http://www.insee.fr/fr/indicateurs/indic_conj/donnees/doc_idconj_14.pdf

人々の一部は、ILO基準における「失業者」にはあたらない。ILO基準における失業者の定義では、「二週間以内に就労可能」「求職活動中」であることが条件となるが、INSEEの雇用調査では、これらの条件を外すことにより、ILO基準によると失業者にはならないもの、「失業に近い」状況にある人々の状況を明らかにしている。

(注) INSEEの雇用調査では、08年第1四半期より、不完全雇用を「パートタイムで

【参考資料】
労働統計局資料 (NEWS, June 24, 2009, "American Time Use Survey" - 2008 Results, など) を参照 (<http://www.bls.gov/tus/>)
(国際研究部 北澤謙)

フランス①

失業率、八・七%に上昇
INSEE雇用調査

国立統計経済研究所 (INSEE) が、六月四日に発表した雇用調査結果によると、二〇〇九年第1四半期 (一〜三月) のフランス本土のILO基準による失業率は八・七%で、二〇〇八年第4四半期の七・六% (修

正済み) から一・一ポイント上昇、失業者数は二四五万五〇〇〇人に上った。
失業率が二年半ぶりの高水準を記録したことを受けてラカルド財務相は、二〇〇九年の経済成長率がマイナス三%程度になる見込みを示すとともに、「政府の景気刺激策が効果を発揮する来年まで、失業率の上昇傾向は続くだろう」という見方を明らかにした。

ILO基準による失業率は、就業人口 (失業者も含む) に占める失業者の割合を指す。INSEEによると、09年第1四半期の本土のみの失業率は八・七%、海外県 (Dom) を含むフ

ランス全土では九・一%に達した。また、不完全雇用 (underemployment) (1) の割合も増加している。09年第1四半期では一三八万九〇〇〇人つまり職に就いている者のうち五・四%が不完全雇用の状態にあり、08年第4四半期の五・一%から〇・三ポイント上昇している。これは、主に部分的失

業や休業の増加が関係していると、INSEEは説明している。INSEEによると、無職で働くことを希望する者も急増している。09年第1四半期における「雇用に就いていないが、働くことを希望する者」は三一〇万八〇〇〇人に達し、08年第4四半期から三〇万七〇〇〇人も増加している。こうした

フランス②

若年者の雇用対策、一三億ユーロの新プラン

サルコジ大統領は二〇〇九年四月二四日、若年者の失業率の悪化を受けて、総額一三億ユーロ (およそ一七〇〇億円) にのぼる緊急雇用対策を発表、六月一日から実施した。二六歳未満の若年者を対象とする職業訓練見習い、熟練化契約による資格取得、特殊雇用契約による雇用促進が目的。二〇一〇年六月までに、若年者五〇万人以上の雇用を目指す。計画の主な内容は以下の通り。

▽職業訓練支援

見習い訓練 (1) で採用された若年者の職業訓練に対する国の支出を一億ユーロ増額する。また、二〇〇九年秋以降、雇用局 (Pôle emploi) に求職者登録している若年者に職業能力の向上を目的として職業訓練を受講させる。五万人の若年者の参加、三億三〇〇〇万ユーロの支出を見込んでい

▽見習いを採用した企業に特別助成金

従業員数五〇人未満の企業が、見習い訓練生 (apprenti) を採用した場合、一八〇〇ユーロの特別助成金を支給する。この特別助成金は、見習い契約の署名時に半分、残りの半分は六カ月後に支払われる。財政支出は、七〇〇〇万ユーロの見込み。

▽熟練化契約 (contrat de professionnalisation) (2) の促進

二六歳未満の若年者を熟練化契約 (資格取得を目指し職業訓練を受けながら就業する雇用契約) によって採用した企業には、一〇〇〇ユーロの特別助成金を支給する。バカロレア (大学入学資格相当) を持たない者を採用した場合には、二〇〇〇ユーロの特別助成金を支給する。二〇〇九年六月一日から二〇一〇年六月一日の間に、一七万件の熟練化雇用契約が締結されることを目指す。特別助成金の支給総額は、二億二六〇〇万ユーロの見込み。

▽研修生をC D I (期間の定めのない雇用契約) で採用

二〇〇九年四月二四日より前から研修している若年研修生 (stagiaire) をC D Iで正式に採用した企業に対し、三〇〇〇ユーロの特別助成金を支給する。

助成金は、採用時に一五〇〇ユーロ、六カ月後に一五〇〇ユーロと、二回に分けて支払われる。この措置にかかる費用は一億五〇〇〇万ユーロ (一年間)、五万人の若年研修生がC D Iで採用されると見込んでいる。また、現行制度下では、研修生は三カ月目から報酬を得るようになっていたが、二〇〇九年夏までに、二カ月目から報酬を得られるよう法律を改正する。

▽セカンド・チャンス学校の定員増

学業修了証を取得できずに学校教育制度から離れた者を対象に再教育の機会を与える、セカンド・チャンス学校 (Ecoles de la Deuxieme Chance) の定員を、二〇一〇年までに現在の四八〇〇人から七二〇〇人増員し一五二〇〇人とする。政府は、同制度を地域圏との協力の下で実施し、費用の三分の一を負担、二六〇〇万ユーロの支出を見込んでいる。

▽特殊雇用契約の利用促進

長期失業者など、就職困難な者をパートタイム (最低週二〇時間) かフルタイムで雇用する特殊雇用契約である「雇用主主導 契約 (Contrat Initiative Emplol)」で採用される若年者を、二〇〇九年下半期に五万人増加することを目指す。同契約は、雇用期間は無期から二四カ

月以下の有期で、その間に企業内指導員による研修や職業訓練を任意で受けることができる。被用者には法定最低賃金 (S M I C) 以上の報酬が支給され、国はその一部 (最高でS M I Cの四七%) を負担する。採用した企業は、社会保険料の雇用主負担が一部免除される。財政負担は、一億五〇〇〇万ユーロ増加すると政府は見込んでいる。さらに、非商業セクター (主に地方公共団体など) が、三万人の若年者を特殊雇用契約で採用するという目標も盛り込まれた。就業活動の経験を積ませ、後に商業セクターにおける就職を有利にすることを目的としている。この特殊雇用契約による採用にかかる費用の九割を国が負担し、二億三〇〇〇万ユーロの支出が見込まれている。

▽社会保険料雇用主負担ゼロ制度 (dispositif Zero charges) の適用を拡大

現行では、従業員数一〇人未満の企業が、新たに従業員を採用した場合、ある一定の条件下で、国が助成金を支給するというかたちで、社会保険料の雇用主負担を完全に免除している。今後は、見習い、訓練生 (apprenti) を採用した企業は、企業規模にかかわらず、同制度の適用を受けることが可能となる。期間は、二〇一〇年六月三〇日までの一年間。財政支出は

一億ユーロを見込んでいる。

I N S E E (国立統計経済研究所) によると、二〇〇七年第4四半期に一八・三%だった若年者の失業率は、二〇〇八年同期には二一・一%にまで上昇している。二〇〇九年第1四半期には、さらに上昇し二二・五%に達する見込み。サルコジ大統領は、「何もしなければ、さらに一七万から二二万人もの若者が二〇一〇年度末までに職を失うであろう」とし、事態が深刻であることを強調。「政府には、対話する準備ができていて、共に働こうではないか」と、地域圏と労使代表の動員を呼びかけた。企業側が、企業負担を軽減する今回のプランに賛成している一方で、労組側は「確かに若年者の雇用対策は必要である。だが、既存の制度を財政面だけでカバーするだけのプランは不十分であり、これまでにない大規模な消費支援プランも必要だ。これでは、この三〇年間で実施されてきた若年者雇用対策と同様、失敗に終わる可能性が高い」という見解を示している。

[注]

- 一六〜二五歳の若年者を対象に、一般教育、理論、実践を施し、各種レベルの職業資格を取得させることを目的とした制度、「見習い訓練制度」という。見習い訓練生は、C D D (有期雇用契約) で採用され、働きながら、見習い訓練センター (C F A) で座学を受講する。
- 特殊雇用契約のひとつ。学業を

終え、資格取得を目指す一六〜二五歳の若者と二六歳以上の求職者で、就業期間を通して希望する職業教育訓練を受けるもの。対象者は、雇用主との間で労働契約を締結し、その上で職業教育訓練機関等と訓練協定を結び、訓練を受ける。訓練には、就業活動期間のうち、一五〜二五% (一五〇時間以上) が割り当てられる。契約期間は、原則として六カ月から一二月のC D D (有期雇用契約) 又はC D I (無期雇用契約) のいずれでも良い。二五歳以下の若年者又は四五歳以上の中高年をこの雇用契約で採用した場合、雇用主は、当該被用者にかかる訓練期間中の社会保険料雇用主負担が全額免除される。C D Iとして労働契約を締結した場合、雇用主は、当該従業員一人当たり一年目には月一〇〇ユーロ (約二万八〇〇〇円)、二年目には月一〇〇ユーロ (約一万四〇〇〇円) の助成金を国から受け取ることができる (二〇〇六年改正)。

(国際研究部)



韓国

貨物連帯ストは混乱なく終了、双竜自動車は長期化

韓国で運輸関係労組がストに入り一部貨物輸送に影響がでたが、大きな混乱はなく終了した模様だ。六月一日、全面ストライキに入ったのは貨物トラック運転手約一万五〇〇〇人が所属する全国運輸産業労働組合・貨物連帯。ストの影響により鉄道を利用した貨物輸送が一時急増した。国土海洋部によると、一三日の鉄道を利用したコンテナ輸送は、通常の週末の二倍以上となったという。

しかし、全国運輸産業労働組合・貨物連帯による全面ストライキは一日には終了した模様だ。ストの主要因となっていた大韓連帯の解雇者二八人の復職問題などについて、同社と貨物連帯の間で合意が成立したため。合意文には、大韓連帯が解雇者を今年三月一日以前の勤務条件で復職させることなどが盛り込まれた。ストが終了した一日、主要物流基地である義王内陸コンテナ基地（京畿道）や平澤港（京畿道）は正常化している。他方、鉄道労組でもストの動きが出ている。全国民主労働組合連帯（民主労総）、全国運輸産業労組傘下の全国鉄道労組（KORAIL）は二一日、二三日から全国的なストライキ

（安全運行闘争）を行うことを明らかにした。特急のセマウル号やムグンファ号など旅客車および貨物車など、KORAILのすべての車両が対象となり、列車の遅れなど影響が懸念されている。KORAIL側は二二日から対策本部を開いて代替列車を準備するなど地域別の対策を実施し、列車の遅れを最小化させる方針という。

一方、経営再建を進める双竜自動車の労働組合がリストラ撤回を求めて起こしたストは長期化の様相を見せている。同社は二六日、希望退職者の再募集や経営再建後の再雇用などを盛り込んだ最終案を提示した。同案の主な内容は、①約三二〇人に営業職などへの転換を図って雇用を維持②約二〇〇人は二〇一二年まで休職もしくは優先的な再雇用の機会を付与③約四五〇人に希望退職の機会を再度付与④すでに希望退職した人（一六七〇人）に対しては人員充てんの必要が生じた場合優先的に雇用する制度を適用——というものが盛り込まれている。しかし、会社側の同最終案に対し労組はこれを不満として拒否した。

一カ月以上にわたり平澤工場（京畿道）を占領する労組にたまりかねた社員約三〇〇〇人は同日午後一時四十分ごろ、門外から工場敷地内へ進入。労組と激しいもみ合いになり、十数人が負傷、警察が介入する事態と

なった。交渉を続ける双竜自動車の労使だが、お互いの歩み寄りは見られておらず、これ以上長引けば危惧的な状況に陥る可能性もある。

【資料出所】

NNA、ソウル経済新聞、聯合ニュース他
（国際研究部）

中国

技能労働者の人材育成

市場競争の激化に伴う人的資源の必要性から人材育成に力を入れる中国では、技能労働者の教育を特に重視している。人力資源社会保障部の王副部長は四月二七日、全国職業能力開発会議において、職業能力開発に関する最近の状況を明らかにした。

それによると、現在、技能労働者の総数は全国で約九八九〇万人であり全国の都市部就業者数の三分の一を占める。技能労働者は技能レベルに応じて、高級技師、技師、高級労働者、中級労働者、初級労働者に分かれるが、このうち高級技師、技師は四二九万人で、技能労働者の四・三%を占め、高級労働者は一八一〇万人で、一八・三%となつている。また、高級技師、技師、高級労働者など高度人材が技能労働者全体に占める割合は二二・六%であり、中級労働者は三・七四七万人で三七・九%、初級労働者は三九〇四万人で三

九・五%であった。

全国で何らかのスキルを持つ技能労働者の数が一億人近くに達する一方、技工（技術労働者）学校の数は三〇七五校となり、二〇〇八年の募集者数は一六一万人であった。技工学校卒業生の平均就職率は九六%に達している。この期間に、全国で合わせて一三三三万人が職業技能検定を受け、うち一一三三万人が職業資格証書を取得した。

地方レベルの取組に関しては、例えば広東省では、二〇〇三年から毎年技工学校のために二億元の特別補助金を計上してきたが、二〇〇八年からはこれを三億元に引き上げており、これまでに累計で約一五億元が投入された。また広東省では財政面における支援を拡大するとともに、企業、個人が積極的に投資して教育に従事することを奨励しており、さらに金融機関や国外の資金を調達して技術労働者の教育を発展させるメカニズムの構築を模索している。

また江蘇省は、大学企業協力指導委員会の調整を受け、技工学校と企業が共同で高い技能の人材を育成する制度を検討中だ。技術系の高等教育機関は就職を視野に入れた学校経営に力を入れ、企業のニーズに基づいてタイムリーに専門分野や職種の設定を調整し、職場により適応した技能人材の育成を目指す。また、企業側も技工学校に実習の

場を提供し、実習指導教師を派遣するなど、多くの企業が技工学校と協力して「技師直通クラス」の運営にあたっている。

前出の王副部長は、今後さらに職業教育を推進するための四つの指針を明らかにした。それは、①技術系の高等教育機関の学生募集の規模を拡大し、二〇〇九年に二〇〇万人を達成すること、②学校と企業の協力推進に力を入れること、③技術系の高等教育機関の教育改革を引き続き進めること、④技術系の高等教育機関と民間の訓練学校の管理を規範化し、技能者の職業資格認証制度を整備すること。

さらに政府は、「高技能人材育成プロジェクト」を展開し、一〇年後には全国で一〇〇の技師学院、六〇〇の高級技工学校、八〇〇の企業従業員研修センター、三〇〇〇の技能作業室をサポートし、高技能人材の育成機関と研修の場を確保、高技能人材の育成ネットワーク体系を形成していくとしている。

【資料出所】

「中国労働保障報」五月六日八日、第一、第三版、海外委託調査員

（国際研究部）

ILO

仕事に関する世界協定を採択

世界金融危機は、今日、経済・

社会・雇用の危機となっている。いくつかの明らかな経済指標はあるものの、仕事の危機は引き続き深刻化している。国際労働機関（ILO）は、二〇〇九年に失業者が約五〇〇〇万人増え、働く貧困層は二〇〇七年と比べて二〇〇九年末までに約二億人増加する、と予測している。このような状況を背景に、第九八回 ILO 総会では、加盟国の政府代表の協議を経て、グローバル・ジョブズ・パクト（仕事に関する世界協定）が全会一致で採択された。これは、世界経済危機からの回復政策の中心に雇用と社会的保護を据えるよう各国に緊急に要請するもので、これまで多くの国で成果があった実践的な政策オプションを提示している。主たる目的は、通常四〜五年と言われる経済成長の回復と雇用の回復の時間差を短縮し、人々に不安定な暮らしを余儀なくさせる仕事の危機が、今後六〜八年も続くことを回避しようとするものである。

労働基準の促進（特に賃金の引き上げに取り組む団体交渉）○インフラや公共財（健康、教育、社会サービス）への雇用集約的な投資○明日のグリーン経済への投資○食糧保障と農村開発への投資○社会的保護の拡張と年金システムの維持○社会対話を通じた企業の構造再編○移民労働者への公正な処遇——などである。

パクトの特徴としては、第一に、ILO を構成する政府使三者の集団的な政策合意であること、第二に、各国の状況に応じて採用することのできる政策ポートフォリオを総合的なアプローチで示すものであること、第三に、投資と企業促進を通して危機に取り組む生産的な構想であること、第四に、国連・ブレトンウッズ機関・G20 などがめざす強力な政策の収束と整合性に対する ILO の貢献であること、最後に、国際的な義務ではなく、共通の政策アプローチに関する国際的合意であること——があげられる。

パクトは、すべての働く家族に希望と機会を与える幅広い経済社会開発への生産的な道筋を示し、今回の危機の原因ともなった不均衡のない、より公正で、グリーンで、持続可能なグローバル化をめざす政策の選択肢を提供している。



ディーセント・ワーク より良い世界は、ここから始まる

国際労働機関は、社会的パートナーである政府、労働者、使用者とともに、自由、公平、保障、人間の尊厳が確保された条件のもとで、すべての人がディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を得る機会を促進するために活動する国連専門機関です。

排除される人のいない社会をめざし、多様性を尊重する ILO の価値観は、個人として、チームとして、また組織として ILO が行うすべての活動の指針となっています。もし貴方が国際的に多様な環境の中で高い志をもって世界的にやりがいのある仕事をするのを望み、また、協調的かつ計画的で、卓越した分析力とコミュニケーション能力をもち、優れた業績があり、意欲的に学び成長することを強く望む人物であるならば、ILO はまさに貴方の活躍の場となるでしょう。

ILO 本部では現在、次の分野の空席を募集しています。

専門技術分野

国際労働基準、雇用、職業技能・知識・就業能力、経済政策・労働市場、エコノミスト（調査研究）
社会保障、労働安全衛生、労働移動、社会対話、労働行政・労働監督

内部運営・管理

運営・管理、マネジメント、プログラミング、財務、人事、法務、翻訳・修正・編集、IT

上記の空席に関する詳細（契約・雇用条件、応募方法、等）については、8月3日以降にウェブサイト www.ilo.org/hrd をご参照ください。応募締め切りは2009年9月3日です。